

議 員 派 遣 書

令和元年 10 月 3 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和元年度(第 24 回)東京盛岡ふるさと会総会
 - (1) 派遣目的 令和元年度(第 24 回)東京盛岡ふるさと会総会への出席
 - (2) 派遣場所 東京都
 - (3) 派遣期間 令和元年 10 月 19 日
 - (4) 派遣議員 中野孝之助議員及び村上貢一議員

議 員 派 遣 書

令和元年 10 月 30 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 令和元年度岩手県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 住民要望の多様化に対応し、知識を高め円滑な議会運営に資する令和元年度岩手県市議会議員研修会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 令和元年 11 月 11 日
- (4) 派遣議員 議長において決定する 37 名以内の議員